

- 1 住みよいまちを力を合わせつくりましょう
- 1 きれいな緑と水と空を守りましょう
- 1 働くよろこびと心のふれあいを大切にしましょう
- 1 すぐれた教育と文化を育てましょう
- 1 明るいくらしと福祉のまちをきずきましょう



6月は食育月間

「食」の大切さ、考えてみませんか

私たちの食生活は、生活スタイルの多様化に伴い大きく変化しています。このような中、栄養バランスの偏った食事や欠食といった不規則な食事など様々な問題が指摘されています。

「食べること」。これは生きていく上で欠かせないものであると同時に、おいしさを感じたり、みんなで食事を楽しんだり、心をも豊かにしてくれる大事なものです。

食育月間の6月、自らの食生活を振り返るとともに、改めて食について考えてみましょう。



総合計画に皆さんのご意見を

「市民アンケート」にご協力ください

【対象:向日市在住の18歳以上の方2,000人】

市では、現在の第4次総合計画に続く、新たな総合計画の策定に向けて作業を進めています。

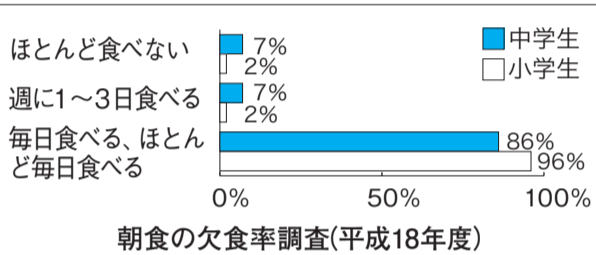
総合計画は、市のすべての計画の基本であり、5年後、10年後のまちの未来の姿を示すとともに、実現のための様々な施策を定めるものです。

今回のアンケート調査では、行政サービスに対する満足度や重要度などをお聞きし、市のこれまでの取り組みや事業が、市民の暮らしにどのような成果や効果を出せたかを評価し、新しい総合計画策定の基礎資料として活用していきます。

この調査は、市内に居住する満18歳以上の男女2,000人を無作為に抽出し、6月19日(木)から行います。アンケート用紙が届いた方は、回答をご記入いただき、7月3日(木)までに返送されますよう、ご協力をお願いします。

☎企画調整課(内線280、FAX922-6587)

朝食を食べていますか?



向日市の小・中学生を対象に行った調査では、「毎日食べる、ほとんど毎日食べる」が小学生で約96%、中学生で約86%となりました。朝食を食べない生徒は、学年が上がるごとに増える傾向にあります。

ごはんやパンには、脳のエネルギー源である糖質が多く含まれています。朝食をしっかり食べることで、頭も体もすっきり目覚め、集中力もアップします。朝食は、一日を健やかに過ごすための基本です。

「食」を通じたコミュニケーション

親しい人と一緒に食べる食事は一段とおいしく感じ、楽しくなります。家族で食卓を囲み、団らんの場にする。友人たちとおしゃべりしながら食事をする。その中で食の重要性を学び、楽しさを実感する。それが「食育」の第一歩です。

ありがとう。感謝の気持ちを大切に

飽食の時代といわれる現代、欲しいときに欲しいものが手に入るのが当たり前となり、作りすぎ・食べ残しなど、食に対する感謝の気持ちが薄れてきています。

市内の小学校では、地元でとれた野菜や米などを給食に出すなど地産地消に積極的に取り組んでいるほか、農業体験を通して子どもたちに食の大切さを伝えています。さつまいもや大根の植え付け・収穫などを行い、それを給食で食べるなど、農作業の大変さや収穫の喜びを実感し、自然の恵みや生産者に感謝する心を育てています。



▲ 地元農家の方の指導を受け大根の種まきを体験

生産者の顔が見える 地元の農産物直売会 むこう愛菜市(朝市)

生産者との対話を楽しみながら、その日の朝や前日に収穫された新鮮な野菜、花を買うことができます。

- 毎週土曜日 午前9時~9時30分 保健センター
 - 毎週火曜日 午前8時30分~9時 市民温水プール
- ※売り切れ次第終了となります。



●お問い合わせ 健康推進課(内線333)、むこう愛菜市については産業振興課(内線238)

平成19年に所得が減って所得税が課されなかった方へ

申告により、平成19年度の住民税が還付されます

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方については、平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付済の場合は還付します。

- 申告先/平成19年1月1日にお住まいの市町村役場
- 申告期間/平成20年7月1日(火)~31日(木)
- 申告書/申告先の税務担当窓口で配布しています。

※平成19年中に亡くなられた方、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方、住宅ローン控除の適用などにより平成19年分の所得税が課税されなかった方には、この経過措置は適用されません。

※平成19、20年向日市在住で還付対象であると思われる方へは、6月下旬までに申告書を送付します。

☎税務課市民税係(内線222、223 FAX922-6587)

広島市平和祈念式 参加者募集

●行き先/広島市 平和記念公園

●日程・内容/8月5日(火)~6日(水)

○1日目:平和記念公園、原爆資料館の



見学、市民の方から募集した平和の折り鶴を奉納、広島市長の講演会に参加

○2日目:広島平和祈念式に参列

●宿泊先/メルパルク広島(一人部屋で宿泊)

●対象/向日市在住の15歳以上の方3人(応募者多数の場合は抽選で決定)

※参加者には感想文の提出をお願いします。

●費用/宿泊費・交通費は市が負担、そのほか食費などは各自負担

●申込み/必ず1人につき1枚のハガキで、住所、氏名、年齢、電話番号を記入して、7月4日(金)までに市民参画課(〒617-8665(住所不要)向日市 市民参画課)へ。

平和の折り鶴募集

広島市平和記念公園の「原爆の子の像」に捧げる折り鶴を募集しています。7月23日(水)までに、必ず糸を通して数を数え、市民参画課へお持ちください。

☎市民参画課(内線250)

中国・四川大地震 ミャンマー・サイクロン 被災者への救援金を受け付け

皆様の温かいご協力をお願いします。

●期間/受付中、7月31日(木)まで

●場所/地域福祉課(市役所別館2階)、環境政策課(市役所本館1階)

※支援物資は受け付けできません。

☎地域福祉課(内線346)

平成20年度の介護保険料(65歳以上の方)

平成20年度の介護保険料は、下の表のとおりです(平成20年度の保険料は、平成19年度と同額に据え置いています)。

65歳以上の方で、年金からの保険料のお支払い(特別徴収)以外の方は普通徴収となりますので、6月中旬に介護保険料決定通知書と納付書をお送りします。

特別徴収の方には、8月上旬に介護保険料決定通知書をお送りします。

皆様に納めていただく保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。

誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険料の期日内納付にご協力をお願いします。

平成20年度介護保険料額一覧表

| 区分 | 年間保険料 | | 介護保険料所得段階区分 |
|------|----------|----------|--------------------------------------|
| 第1段階 | 23,860円 | 基準額×0.45 | 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 |
| 第2段階 | 29,160円 | 基準額×0.55 | 世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 |
| 第3段階 | 37,120円 | 基準額×0.70 | 世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の方 |
| 第4段階 | 53,020円 | 基準額 | 世帯員が課税で、本人が市民税非課税の方 |
| | 42,950円 | 基準額×0.81 | 税制改正により第1段階から上昇した方 |
| | 45,070円 | 基準額×0.85 | 税制改正により第2段階から上昇した方 |
| | 47,720円 | 基準額×0.90 | 税制改正により第3段階から上昇した方 |
| 第5段階 | 66,270円 | 基準額×1.25 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方 |
| | 51,960円 | 基準額×0.98 | 税制改正により第1段階から上昇した方 |
| | 54,080円 | 基準額×1.02 | 税制改正により第2段階から上昇した方 |
| | 56,200円 | 基準額×1.06 | 税制改正により第3段階から上昇した方 |
| 第6段階 | 79,530円 | 基準額×1.50 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方 |
| 第7段階 | 92,780円 | 基準額×1.75 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方 |
| 第8段階 | 106,040円 | 基準額×2.0 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方 |

※ここに掲載している基準額は、基準月額4,418円に12月を乗じたものです。年間保険料は端数処理をしています。
 ※平成17年度の税制改正に伴う老年者控除の廃止などで、これまで市民税非課税だった方が新たに課税され、介護保険料の段階が上昇した方を対象に、平成19年度と同様の緩和措置をとっています。

お問い合わせ 医療保険課 介護保険担当(内線323)

平成20年度の国民健康保険料

平成20年度の国民健康保険料を次のとおり決定しました。

今年4月から、後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、これまでの医療分と介護分に加え、後期高齢者支援分をあわせた保険料を納めていただくことになります。

各ご家庭の納付額は、世帯主(納付義務者)の方に6月中旬に納付通知書でお知らせします。

■平成20年度の保険料率■

本年度から新たに後期高齢者支援分が加わりましたが、医療分と後期高齢者支援分をあわせた保険料は、昨年度の医療分の保険料と比較して、所得割は昨年度と同額、均等割は430円の増額、平等割は710円の減額となります。また、介護分についても、昨年と同額に設定しておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成20年度国民健康保険料

| 1年間の保険料 | 【医療分】 | | + | 【後期高齢者支援分】 | | + | 【介護分】 | |
|---------|------------------|-----------------|---|-----------------------|--------|---|------------------|---------------|
| | ①所得割 | ②均等割 | | ③平等割 | ①所得割 | | ②均等割 | ③平等割 |
| = | 6.7(8.8)% | 24,840(32,690)円 | + | 2.1% | 8,280円 | + | 2.0(2.0)% | 8,990(8,990)円 |
| | 18,470(25,340)円 | 6,160円 | | 5,130(5,130)円 | | | | |
| | 1年間の医療分保険料=①+②+③ | | | 1年間の後期高齢者支援分保険料=①+②+③ | | | 1年間の介護分保険料=①+②+③ | |
| | 最高限度額 47(53)万円 | | | 最高限度額 12万円 | | | 最高限度額 9(9)万円 | |

- ()内は平成19年度の保険料
- 所得割=前年中の所得から算定 均等割=被保険者1人につき 平等割=1世帯につき
- 保険料が最高限度額を超えるときは、最高限度額が1年間の保険料になります。

※後期高齢者医療制度の開始に伴い、被用者保険の被扶養者であった65歳以上の方が国民健康保険に加入された場合、申請により次のような減免が受けられます。

- 保険料の所得割の免除
- 被扶養者であった方(65歳以上)の均等割および平等割の半額

■10月から特別徴収が始まります■

平成20年10月から、満65歳から74歳までの方のみで構成される世帯で、世帯主の方が次の要件すべてに該当する場合、10月から、保険料を年金からお支払い(特別徴収)していただく予定です。

- ① 年額18万円以上の年金を受給している。
- ② 介護保険料を年金から特別徴収されており、介護保険料と国民健康保険料を合算した金額が、年金額の1/2を超えない。

お問い合わせ 医療保険課 医療給付係(内線332、326)

広告

福祉医療・重障老人健康管理事業の更新手続き

現在お使いの「福祉医療費受給者証(老・障・母)」と「重障老人健康管理事業対象者証(シール)」の有効期間は7月31日(木)までです。現在受給中の方は、更新の手続きをしてください。

■受給対象者■

以下の条件に該当する方が対象となり、自己負担分を公費で助成します(老人医療については、1割または3割負担)。いずれも本人、配偶者、扶養義務者に所得制限があります。

●障害者医療

満65歳未満の方および65歳以上で後期高齢者医療の被保険者でない方で①身体障害者手帳1~2級の方②療育手帳A判定の方③身体障害者手帳3級の方で市民税非課税世帯の方

●母子医療

来年3月31日現在で満18歳(高校卒業)までの母子家庭の児童とその母親

●老人医療

満65歳以上70歳未満の①一人暮らしの方②老人世帯の方③所得税非課税世帯の方

●重度心身障害老人健康管理事業

満65歳以上の後期高齢者医療の被保険者で①身体障害者手帳1~2級の方②療育手帳A判定の方③身体障害者手帳3級の方で市民税非課税世帯の方

■更新の手続き■

更新は、郵送での手続きとなります。6月中旬、現在受給中の方に更新申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。該当される方には、7月下旬に新しい受給者証を郵送します。

※所得基準額を超えていたなどで受給者対象外となっておられた方も、対象になる場合があります。その場合は、7月中に手続きをされますと、8月1日(金)から対象になります。申請には、健康保険証、印鑑、身体障害者手帳または療育手帳(お持ちの方のみ)が必要です。

☎医療保険課 福祉医療係(内線342、334)

国保加入者(40歳以上)対象の人間ドック・脳ドック受付(平成20年度)を開始しました

受診される方は、被保険者証と印鑑をお持ちになり、医療保険課までお申し込みください。なお、補助対象となる方は次の条件に当てはまる方です。

- ①受診日現在、市国保に1年以上継続して加入している方
- ②現在入院または妊娠していない40歳~74歳までの方
- ③国民健康保険料を完納している方

※人間ドックおよび脳ドックは、それぞれ同年度内1回の受診とします。

☎医療保険課医療給付係(内線326・332)

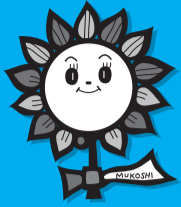
「向日市建築物耐震改修促進計画(素案)」への意見募集の結果

地震災害に強いまちづくりを計画的に進めるため「向日市建築物耐震改修促進計画」について、その素案に対する意見募集を4月に行いましたが、ご意見の応募はありませんでした。

なお、「向日市建築物耐震改修促進計画」については、市ホームページまたは市役所情報公開コーナー(本館1階)でご覧いただけます。

☎都市計画課(内線258・282)

くらしの情報



市の催し・サービス情報

教室・文化・芸能などの催し、福祉・教育などのサービスなど、市からのお知らせを中心に掲載しています。

- 向日市役所への電話でのお問い合わせは、☎931-1111(代表番号)にお掛けください。担当課におつなぎします。
- 向日市役所への(ファックスはFAX922-6587、郵便物は〒617-8665 向日市役所)、電子メールはinfo@city.muko.kyoto.jp)にお送りください。
- ※ファックス、郵便物、電子メールには、市役所のごこの課(担当課名)へのものかをお書きください。
- 参加費などの記載がないものは無料で参加していただけます。
- ☎=お問い合わせ、HP=ホームページアドレス

催し情報

向日コミセン「パソコン講習会」

- エクセル、ワードや年賀状作成を学びます。
- 日時/7月~平成21年1月までの土曜日、月2回(全14回)午前9時30分~正午 ※第1回は7月5日(土)
- 場所/向日コミュニティセンター
- 対象/向日市在住でノートパソコンを持って来られる方10人(文字入力のできる方)
- 参加費/2,000円(教材費含む)
- 申込み/6月17日(火)から、向日コミセン(☎932-1826、月曜日を除く午前9時~午後5時)へ。定員になり次第締め切り。

まなぼうや講座「生け花教室」

- 日時/7月11日(金)午後1時30分~3時30分
- 場所/中央公民館
- 内容/祇園祭の花「ひおうぎ」を生けます。
- 対象/向日市在住・在勤の成人15人
- 講師/田井中由江さん(人材ほっとバンク登録)
- 参加費/1,600円(材料費含む)
- 持ち物/はさみ、剣山(お持ちの方)、持ち帰り袋
- 申込み/6月16日(月)~7月4日(金)に、向日市生涯学習推進サークル「まなぼうや」事務局・教育委員会生涯学習課(内線834)へ。定員になり次第締め切り。

向日市障害者の日「障害児野外研修」

- 日時/7月12日(土)、市役所集合
- 場所/びわ湖こどもの国(滋賀県高島市)
- 対象/向日市在住の障害児(18歳未満)40人
- ※必ず親子でご参加ください。
- 参加費/1,000円(昼食代など含む)
- 申込み/6月30日(月)までに、指定の用紙に記入し、障害高齢福祉課(内線340)へ。定員になり次第締め切り。用紙は、障害高齢福祉課に置いているほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- ※ボランティアも募集しています。

サービス情報

幼稚園就園奨励費補助金制度

私立の幼稚園に3・4・5歳児および満3歳児を通園させている保護者が対象です。
各幼稚園を通じて配付される「保育料等減免措置に関する調書」に必要事項を記入し、幼稚園に提出してください。
※幼稚園から調書の配付を受けていない方は、教育委員会教育総務課(内線802)へご連絡ください。

「くらしの資金」貸付け

疾病や失業などにより、一時的にお金のやりくり困ったり、緊急に資金を必要とする方のために、「くらしの資金」の相談を受け付けます。
●受付期間/7月1日(火)~14日(月)午前9時~午後4時(土・日曜日を除く)。要予約。
●貸付限度額/1世帯あたり10万円以内
●申込み/向日市社会福祉協議会地域福祉係(☎932-1961)へ。

介護者支援金

65歳以上で要介護度「3・4・5」の高齢者を在宅で介護されている方に年額3万円を支給します。
●対象者/次の要件をいずれも満たす方
①7月1日現在、高齢者、介護者とも市内に住所を有する方 ②介護保険の要介護状態区分が「要介護3・要介護4・要介護5」の65歳以上の高齢者を在宅で介護されている主たる介護者
※ただし、次の場合は対象になりません。
○7月1日に要介護高齢者が特別養護老人ホームなどに入所されている場合 ○7月1日に要介護高齢者が病院もしくは介護老人保健施設に引き続き3か月を超えて入院や入所されている場合 ○7月1日以前の3か月間において、要介護高齢者が在宅介護を受けた期間が20日に満たない場合
●申請期間/7月1日(火)~15日(火)(土・日除く)
●必要なもの/振込口座がわかるもの(郵便局は除く)、介護保険の被保険者証をお持ちください。
●支給時期/8月29日(金)
☎障害高齢福祉課高齢介護係(内線371)

中央公民館使用のクラブ・サークル追加登録

●登録要件/①社会教育法第20条および第23条に違反しない学習団体であること。②団体は、市内に居住している者10人以上で構成されていること。③団体の目的、責任者、団体構成員が明確であること。④公民館事業に積極的に参加・協力できる団体であること。⑤活動は、計画的、継続的で民主的に運営されていること。
●受付期間/6月15日(日)~7月15日(火)に中央公民館へ。所定の用紙で申請してください。申請書は中央公民館にあります。
●登録団体としての使用可能期間/10月1日~平成21年3月31日
☎中央公民館☎932-3166

市内小学校プール監視員アルバイト

- 対象/高校生以上で泳げる方15人程度、ただし高校生は保護者の承諾書が必要。
- 期間・時間/7月~8月の午前9時~午後5時で3.5~6時間(学校により異なる)
- 勤務場所/市内小学校のプール
- 時間給/860円
- 申込み/6月16日(月)から市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入し、教育委員会学校教育課(内線813)へ。承諾書は窓口で配布。定員になり次第締め切り。



市役所嘱託職員(非常勤)募集

- 職種・資格など/
- | 職種(勤務地) | 資格など | 基本月額報酬 |
|----------|-------|----------|
| 栄養士(小学校) | 栄養士免許 | 130,300円 |
- 募集人員/65歳までの方1人
 - 勤務時間/週5日勤務(1日6時間)
 - 採用予定日/平成20年8月1日
 - 試験日時/7月4日(金)午後1時~
 - 試験会場/市民会館
 - 試験内容/教養試験・面接
 - 申込み/6月16日(月)~30日(月)(土・日除く午前8時30分~正午、午後1時~5時)に、市販の履歴書に写真を貼り、返信用定形封筒(80円切手貼付)を添えて人事課(内線518)へ提出してください(郵送不可)。

市民の情報掲示板



市民の皆様から寄せられた情報を掲載しています。参加費などの記載がないものは無料です。掲載については、秘書広報課(内線240)へ。

わたしたちの地球。みんなで考えよう環境のこと

③生ごみから堆肥を作ってみませんか



土に帰して、ごみ減量

生ごみ堆肥化容器で、微生物などの力を借りて、生ごみなどを発酵・分解し、数か月をかけて堆肥を作ることができます。家庭菜園やガーデニングにいかがでしょうか。

■作り方

生ごみ堆肥化容器は、ポリエチレン製などの容器で、底が開いています。これを5cm～10cm掘り下げ、埋め込むようにして置きます。

投入する生ごみは、水を良く切ることで、虫や臭いの発生を少なくすることができます。生ごみを約10cm程度入れ、その上に土を約10cmをかぶせます。土は水分調整、臭いの吸着や発酵・促進を手伝います。

中身が一杯になったら容器を取り、堆肥化しているところから使います。

堆肥化していない部分は、土やビニールなどをかぶせて、堆肥化するまでねかせておきます。



▲コンポスト



▲発酵を促進するために米ぬかを入れています。

■こんな生ごみが処理できます

台所から出る調理くずや魚の骨、残飯、落葉、雑草(乾いた物)などの有機物



■入れてはいけないもの

ビニール、ガラス、プラスチック類、貝類など微生物で分解できないもの。殺虫剤



※購入される場合、市からの補助もありますので環境政策課環境対策係(内線232)までご相談ください。

うまくいかなひときは

発酵がうまく進まず、臭い時は、発酵・分解を促進させる薬剤も市販されていますので、お試しください。

うじ、羽虫退治には石灰窒素か消石灰を大さじ3～4杯ふりかけることで駆除できます。殺虫剤は、有効な発酵を促進する菌を殺してしまうので使用しないでください。

お問い合わせ 環境政策課(内線232)



消費者トラブルにご用心

返品できる?できない? インターネットショッピング

事例

インターネット上でデジタルカメラを注文し、代金引換で支払った。パソコンにセットしたが機種が合わず使用できなかったため、業者に返品を申し出たが断られた。

広告画面を確認すると返品不可と書いてあったがクーリング・オフはできないだろうか?

アドバイス

インターネットショッピングは通信販売の一種でクーリング・オフの適用はありません。

しかし、法律では返品できるかどうかを広告に必ず明記することが義務づけられています。返品不可と書いてある場合、原則として返品できません。もちろん、商品の不具合などがあれば状況に応じて返品できることもありますが、この事例の場合、広告画面でパソコンの適合機種を確認しなかったのなら消費者の注文ミスとなり返品できません。

このようなトラブルを避けるため、注文前に返品できるかどうかなど、インターネット上の広告記載を十分確認してください。トラブルが起きたとき、納得いかないことがあったときは、お気軽に相談室までご連絡ください。



■トラブルを避けるために■

- オンラインマーク(一定の基準を満たす事業者に対し、社団法人 日本通信販売協会が発行する認定証)があるサイトなど、信用できるショッピングサイトを選びましょう。
- 支払方法では前払いを避けましょう。代金引換方法は、商品を確認する前に代金を支払いますので、注意が必要です。後払いやカード支払いを選ぶほうがいいでしょう。
- 申込画面は印刷して保存しておきましょう。



▲オンラインマーク

■一人で悩まず消費生活相談へ■

専門の相談員による相談を行っています。個人で対処しようとせず、相談をご利用ください。

- 相談日/毎週水曜日(午前10時～午後4時)、毎週月・火・木・金曜日(午後1時～4時)
- 相談場所/相談室1(市役所本館1階)

■土・日曜日の消費生活電話相談■

緊急を要するクーリング・オフや架空請求などに対する助言を行っています。

- (京都府・京都市の共同事業)
- 土曜日・日曜日午前10時～午後4時
- ☎257-9002(電話相談のみ)

お問い合わせ 環境政策課 市民安全係 (内線235、249)

新着図書



これがほんとの大きさ!

スティーブ・ジェンキンス作 評論社

ゴリラの手はどれくらい大きい? ダチョウの卵はどれくらい? 世界一大きいクモってどんなクモ? 動物の世界を、色あざやかに実物大の切り絵で紹介する絵本です。

■一般図書

- 韓国歴史地図 韓国教員大学歴史教育科著 平凡社
- 不機嫌な職場 高橋克徳他著 講談社
- 世界をよくする簡単な100の方法 斎藤慎著 講談社
- 排泄ケアが暮らしを変える 浜田きよ子著 ミネルヴァ書房
- 産科医が消える前に 森田豊著 朝日新聞出版
- 国際特許出願マニュアル 奥田百子著 中央経済社
- バリューランチ ランチメニュー175 柴田書店編 柴田書店
- 子どもに恥をかかせない食事のマナー 岸朝子・葛恵子著 マガジンハウス
- コンテナで育てる果樹ガーデン 佐藤誠監修 小学館
- お香が好き。にほんの香りを楽しむための便利帖 吉田揚子絵・文 ソフトバンククリエイティブ
- 恋する力 藤本ひとみ著 文藝春秋
- サウスポイント よしもとばなな著 中央公論新社
- 空の絵本 あまんきみこ著 童心社
- 戦争ノート マルグリット・デュラス著 河出書房新社

■児童図書

- きょうはこんな日365 1巻4月・5月・6月 学校放送研究会編 国土社
- ニュース年鑑2008 こどもくらぶ編 ポプラ社
- 夢水清志郎に挑戦! 超名探偵ものしりクイズ はやみねかおる&青い鳥文庫編集部作 講談社
- 花になったカマキリ 海野和男写真・文 新日本出版社
- 日本全国特急列車に乗ろう 昭文社
- 絶体絶命27時間! キース・グレイ作 徳間書店
- カイロ・ジム1巻 ジェフリー・マクスキミング作 ランダムハウス講談社
- つぐみ通りのトーベ ビルイット・ロン作 徳間書店
- ことこちゃんのおちゃかい おくだともこ文 かわかみたかこ絵 ブロンズ新社
- ふらふらみつばち うえきまさのぶ作 かつうようこ絵 ひさかたチャイルド
- エラと「眠れる森の美女」 ジェイムズ・メイヒュー作 小学館
- たねのはなし ダイアナ・アストン文 シルビア・ロング絵 ほるぷ出版

おはなしひろば



絵本によるおはなし、紙しばい、手遊びなどを、親子、お友だちと一緒に楽しみください。

- 日時/6月28日(土) 午前11時～
- 場所/図書館

※当日、自由にご参加いただけます。

お問い合わせ 図書館 ☎931-1181